

平成23・24年度競争参加資格審査申請書記載要領 (測量・建設コンサルタントの場合)

名古屋植物防疫所

測量・建設コンサルタント等の業者で、次の発注機関において行う競争契約に参加する資格を得ようとする者は、この要領によって競争参加資格審査申請書及び添付書類を提出してください。

この申請による有資格者の資格の有効期間は、資格を付与されたときから平成25年3月31日までとなります。なお、随時に申請された場合の資格の付与は、申請書を受理した月の翌月中に資格確認通知書を送付します。

発注機関

・名古屋植物防疫所

1 提出書類(提出部数各1部)

書類は、建設業法に基づく許可又は審査の際に提出した書類に準じて作成し、以下の番号順に整理の上、提出してください。(ファイル等で綴じないこと。)

- (1) 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(測量・建設コンサルタント等)
- (2) 営業所一覧表
- (3) 財務諸表類
- (4) 登記事項証明書又は登記簿謄本(法人の場合)若しくはその写し
- (5) 登録証明書等(登録を受けている場合)の写し
- (6) 納税証明書(国税通則法施行規則(昭和37年大蔵省令第28号)別紙第9号書式その3又はその3の2若しくはその3の3。以下同じ。)の写し
- (7) 行政書士等の代理申請による場合には委任状
- (8) 平成21・22年度の資格審査確認通知書の写し(平成21・22年度における有資格者のみ)

(注)

建設コンサルタント登録規程(昭和52年4月15日建設省告示第717号)第7条、地質調査業者登録規程(昭和52年4月15日建設省告示第718号)第7条又は補償コンサルタント登録規程(昭和59年9月21日建設省告示第1341号)第7条に規定する現況報告書を国土交通大臣に提出し、その確認印を受けた現況報告書(一式)の写しを提出する場合は、競争参加資格希望業種区分が登録規程に定める登録部門の範囲内である場合に限り、(2)から(5)までに掲げる書類の添付を省略することができます。

(3)から(5)までに掲げる書類のうち添付することが著しく困難であると認められる書類がある場合には、当該書類の記載の事実を確認しうる他の書類をもって代えることができます。

(4)、(5)及び(6)については、ほぼ原寸大であり、かつ鮮明なもの(印影部分を含む。)としてください。

郵送により提出される場合は、紛失防止のため、書留又は簡易書留により、送付してください。

添付書類のうち官公署が行った証明書類の写しについては、提出日から3ヶ月前までのものを有効とします。

受領証が必要な場合は、官製ハガキに宛先を記入の上、同封してください。受領印を押印の上、返送します。

(コ) その他の登録等を受けている場合は、登録事業名等が空白の欄に記載する。

カ 「18 測量等実績高」の各欄については、次により記載する。

(ア) 「 直前2年度分決算」、「 直前1年度分決算」及び「 直前2ヶ年間の年間平均実績高」の各欄には「 競争参加資格希望業種区分」の競争参加資格希望業種ごとに実績高を記載する(決算が1事業年度1回の場合には、「 直前2年度分決算」及び「 直前1年度分決算」の各欄は当該左右欄のうち右欄のみに記載する。)

なお、「 直前1年度分決算」とは、審査基準日において確定した決算を含む過去1年間の決算を、「 直前2年度分決算」とは、直前1年度分決算の前の1年間の決算を、「 直前2ヶ年間の年間平均実績高」とは、両決算に基づき算定した年間平均実績高をそれぞれいう。

適格組合にあっては、適格組合の年間平均実績高(関係適格組合員に対する請負業務に係る実績高を除く。)と関係適格組合員の年間平均実績高(適格組合又は他の関係適格組合員に対する実績高を除く。)との合計額とする。

個人企業から会社組織に移行した場合又は他の企業を吸収した場合等にあつては、移行前の企業体又は吸収前の企業体等の実績(ただし、申請者が行っている事業に係るものに限る。)を含めた実績を記載する。

(イ) 「 申請を希望する部局」欄については、記載不要とする。

キ 「19 有資格者数」欄については、該当職員数を記載する。記載する有資格者数は自社の常勤職員のみとし、非常勤職員、友好・協力関係にある別企業の職員等は記載しないこと。

なお、記載事項が1葉で終わらない場合は、同欄の書式で延長するものとする。このときには、同様式の裏面に記載して差し支えないが、表面にその旨を注記する。

ク 「20 建設コンサルタント及び補償コンサルタント登録業者の登録部門」欄には、建設コンサルタント登録規程及び補償コンサルタント登録規程に基づいて登録を受けている部門について、対応する番号に 印を付する。

ケ 「21 自己資本額」の各欄については、次により記載する。

(ア) 「 株主資本」欄には、払込済資本金に新株式申込証拠金、資本剰余金、利益剰余金、自己株式申込証拠金を加え自己株式を減じた額を記載する。

また、外資系企業の場合には、「 株主資本」欄の合計欄の上段()内に外国資本の額を内数で記載する。組合にあっては組合の基本財産と組合員の払込資本金に、利益剰余金を加えた額の合計額を記載する。

(イ) 「 評価・換算差額等」欄には、その他有価証券評価差額金、繰越ヘッジ損益、土地再評価差額金があった場合には、その合計の額を記載する。

(ウ) 「 新株予約権」欄には、新株予約権があった場合にはその額を記載する。

(エ) 個人にあっては、「 計」欄に、純資産合計(期首資本金+事業主利益+事業主借勘定-事業主貸勘定)の額を記載する。

コ 「22 損益計算書」の「税引前当期利益」欄は、直前1年度分決算によって記載する。

サ 「23 貸借対照表」の「 流動資産」、「 流動負債」、「 固定資産」及び「 総資本額」の各欄は、直前1年度分決算によって記載する。

シ 「24 経営比率」の「 総資本純利益率」、「 流動比率」、「 自己資本固定比率」の各欄は、それぞれ小数点以下第二位の数値を四捨五入して小数点以下第一位までの数値を記載する。

ス 「25 外資状況」については、外資系企業(日本国籍会社を含む。)の場合に、該当する会社区分の番号(1 2 3のいずれか)に 印を付するとともに、[]内に外国名を、()内に当該国の資本の比率

をそれぞれ記載する。

なお、「2 日本国籍会社(100%)」とは、100パーセント外国資本の会社を、「3 日本国籍会社」とは、一部外国資本の会社をそれぞれいう。

セ 「26 営業年数等」の「 営業年数」欄には、競争参加資格希望業種に係る事業の開始日(2業種以上のときは最も早い開始日)から基準日までの期間を記載する。ただし、当該事業を中断した期間がある場合は、その期間を排除した期間(1年未満切捨て)を記載する。

ソ 「27 常勤職員の数」の「 技術職員」及び「 事務職員」の各欄には、基準日の前日において常時雇用している従業員のうち専ら測量・建設コンサルタント等業務に従事している職員の数を、「 その他の職員」欄には、それ以外の職員の数を記載する。

なお、「 計」欄には、法人にあっては常勤役員の数を含めたものを、個人にあっては事業主を含めたものをそれぞれ記載し、「 役職員等」欄には、常勤役員又は事業主の数を内数で記載する。

また、本項における「常時雇用」及び「常勤」とは、申請者に従事し、かつ客観的な判断事項(定期・定額給与の支払対象者、社会保険料の納付対象者であること等)を有することをいう。

(6) 添付書類の作成方法は次のとおりです。

ア 営業所一覧表(別紙第6号様式)

この様式については、末尾にある記載要領に従って記載することとし、記載事項が1葉で終わらない場合は、同一の様式で延長するものとする。このときには、様式の裏面に記載して差し支えないが、表面にその旨を注記する。

イ 財務諸表類

申請者が自ら作成している直前1年間の事業年度分に係る貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表(個人にあっては、これらに類する書類)をいう。

ウ 登記事項証明書又は登記簿謄本

商業登記法(昭和38年法律第125号)第6条第5号から第9号に規定する株式会社登記簿等が記載されている事項を証明した書面(同法第10条に規定する書面をいう)又は、株式会社登記簿等の謄本をいい、法人が提出する(1の(注)の から まで及び を参照)。

エ 登録証明書等

登録証明書等とは、登録官署が発行する証明書をいう(1の(注)の から まで及び を参照)。なお、競争への参加を希望しない業種に係るものは提出を要しない。

オ 納税証明書の写し

直前1年間における法人税又は所得税、消費税及び地方消費税の納入状況についての税務官署が発行する証明書の写しをいう。

(ア) 様式

次の様式のうち、いずれか1枚(写し)を提出することとする。

様式	証明の内容	個人	法人
国税通則法施行規則別紙 第9号書式その3の2	「申告所得税と消費税及び地方消費税」について未納の税額のないことの証明書		
国税通則法施行規則別紙 第9号書式その3の3	「法人税と消費税及び地方消費税」について未納の税額のないことの証明書		
国税通則法施行規則別紙 第9号書式その3	未納の税額(申告所得税(個人の場合)、法人税(法人の場合)、消費税及び地方消費税)のないことの証明書		

(イ) 納税証明書の対象

個人の場合・・・申告所得税、消費税及び地方消費税

法人の場合・・・法人税、消費税及び地方消費税

* できるかぎり「 」の付いた証明書を提出すること。

* 「 」の様式を使用する場合に、証明の対象となる税の種類が異なる(不足する)場合には、受け付けることができない。

カ 委任状

代理人による申請をする場合には、申請者の代表者から競争参加資格審査の代理申請をする権限について委任する旨を明記した委任状を作成して提出する(正本を提出すること)。

- (7) 建設コンサルタント登録規程第7条、地質調査業者登録規程第7条又は補償コンサルタント登録規程第7条による現況報告書を国土交通大臣に提出し、その確認印を受けた現況報告書の副本の写しを提出した者であって、競争参加資格希望業種が各登録規程に定める登録部門の範囲内である場合には、営業所一覧表、財務諸表類及び登記事項証明又は登記簿謄本の書類の添付を省略することができます(1の(注)の 及び を参照)。
- (8) 外国事業者が申請する場合の提出書類等の作成方法
- ア 申請書の「07 本社(店)住所」欄については、本社(店)の所在する国名及び所在地名を記載する
なお、日本国内に連絡場所がある場合には、その所在地を欄外に記載する。
- イ 登記簿謄本又は身元証明書及び納税証明書については、証明書等に代えて、当該国の管轄官庁又は権限のある機関の発行する書面とする。
- ウ 提出する書類等について、外国語で記載された事項については、日本語の訳文を添付する。
- エ 申請書類の金額表示は、邦貨に換算する必要がある場合には、基準日における出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に規定する外国貨幣換算率により換算して得た額を記載する。
- (9) この申請によって登録された場合に参加できる競争契約の範囲は、建設工事等に関する設計、監理、調査等及び測量に係る契約のうち登録業種に限られます。

3 申請した事項の変更の届出

申請書提出後において、次の(1)から(5)までに掲げる事項について変更があった場合には、

速やかに競争契約参加資格審査申請書変更届(建設工事、測量等)に必要事項を記載の上、次の添付資料を添えて申請書を提出した場所へ届け出てください。

- (1) 本社(店)住所
- (2) 商号又は名称、電話番号、FAX番号若しくはメールアドレス
- (3) 法人である場合は代表者の氏名、個人である場合はその者の氏名
- (4) 許可・登録等の状況
- (5) 営業所の名称、所在地、電話番号又はFAX番号(営業所の新設及び廃止を含む。)

<添付資料>

資格確認通知書の写し及び下記に記載するものを添付してください。

法人の住所、商号又は名称及び代表者の氏名に係る変更の場合

登記簿謄本(又は抄本)の写し

個人の住所及び氏名に係る変更の場合

住所については住民票の写し、氏名については戸籍謄本(又は抄本)の写し

許可・登録の状況に係る変更の場合(資格を取得・喪失した業種がある場合、廃業の場合)

許可・登録の証明書の写し